

障がい者のしおり

—障がいのある方のために—

精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳（以下「手帳」という。）は、精神疾患を有する者のうち、精神障がいのため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある者に対し、社会復帰を支援することを目的に作られたものです。

手帳を持つことで、一定の精神障がいの状態にあることを証明する手段となり、各種のサービスを受けることができます。ただし、等級により利用できる内容が異なります。

手帳に記載される障がい等級は、精神疾患の状態と能力障がいの状態の両面から総合的に判定され、重度のものから1級、2級、3級となります。

有効期間は2年間です。

障がい等級	精神障がいの状態
1級	日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
2級	日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
3級	日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

★手続きに必要なもの

- * 印鑑（スタンプ印は不可）
- * マイナンバーカード又は通知カード
- * 顔写真（たて4cm×よこ3cm）1枚
※顔写真は、手帳に添付を希望される場合のみ必要。
- * 添付書類（①～②のいずれか必要）
 - ① 診断書（精神障害者保健福祉手帳用）
（精神保健指定医、精神障がいの診断又は治療に従事する医師の診断書）
（精神障がいに係る初診日から6カ月を経過した日以後における診断書）
 - ② 精神障がいを事由とする障害年金証書又は特別給付金受給資格者証・年金振込通知書

〔窓口：障がい福祉課・南郷事務所〕

1. 手帳に関する手続き

(1) 更新

この手帳は、有効期間が2年間です。更新を希望する方は、2年ごとに障がいの状態を再認定するために、更新手続きをする必要があります。

◎今回、あなたの手帳は、 年 月 日が有効期限です。

更新の時期については通知されませんので、手帳の有効期限をご確認ください。

◎更新手続きは、有効期限の3カ月前（ 年 月 日）から行うことができます。

★手続きに必要なもの

* 手帳

* 印鑑（スタンプ印は不可）

* マイナンバーカード又は通知カード

* 顔写真（たて4 cm×よこ3 cm）1枚

※顔写真は、手帳に添付を希望される場合のみ必要。

* 添付書類（①～②のいずれか必要）

①診断書（精神障害者保健福祉手帳用）

（精神保健指定医、精神障がいの診断又は治療に従事する医師の診断書）

（精神障がいに係る初診日から6カ月を経過した日以後における診断書）

②精神障がいを事由とする障害年金証書又は特別給付金受給資格者

証・年金振込通知書

(2) 等級変更

有効期間の終了前であっても、精神障がいの状態が変化し、手帳の等級が変わると予想される場合は（障害年金の等級が変わった場合を含む）等級変更手続きをすることができます。

★手続きに必要なもの

* 更新と同じです。

(3) 氏名、住所の変更

氏名や住所が変わった場合は、届出が必要です。

市外へ住所が変わった場合は、新しい住所地の市区町村へ届出てください。（県外へ転出した場合は、手帳交付申請手続きとなりますが、診断書や障害年金証書などの添付は不要です。）

- ★手続きに必要なもの
- * 手帳
 - * 印鑑（スタンプ印は不可）
 - * マイナンバーカード又は通知カード

(4) 再交付

手帳を紛失、破損、汚損したときは、再交付手続きをしてください。

- ★手続きに必要なもの
- * 印鑑（スタンプ印は不可）
 - * マイナンバーカード又は通知カード
 - * 顔写真（たて4 cm×よこ3 cm）1枚
- ※顔写真は、手帳に添付を希望される場合のみ必要。

(5) 手帳の返還

手帳の交付を受けた方が、死亡した場合、障害等級に該当する精神障がいがなくなった場合、手帳を所持する意思がなくなった場合は、速やかに返還手続きをしてください。

- ★手続きに必要なもの
- * 手帳
 - * 届出人の印鑑（スタンプ印は不可）
 - * マイナンバーカード又は通知カード

※利用していたサービスについての届出も必要となります。

(6) その他

手帳は、他人に譲ったり、貸したりすることはできません。

〔窓口：障がい福祉課・南郷事務所〕

2. 手帳に基づく福祉サービス等

(1) 重度心身障害者医療費

手帳1級の方で、かつ認定時に65歳未満の方が対象となります。

重度心身障がい者（児）に対して、病院などで診療を受けた場合や薬局で調剤を受けた場合の一部負担金（医療保険一部負担金）を助成しています。

ただし、本人または配偶者、扶養義務者に一定限度以上の所得がある場合には、支給が制限されます。

また、世帯の課税状況により負担割合が異なります。

◎市県民税課税世帯者：医療費の一部支給（1割負担）

1カ月の自己負担額の上限：外来のみの場合18,000円（年144,000円）

入院を含む場合57,600円（4回目以降44,400円）

◎市県民税非課税世帯者：医療費全額支給（自己負担なし）

★手続きに必要なもの

- * 手帳
- * 健康保険証
- * 障がい者本人名義の通帳

※手帳の有効期間は2年間です。手帳の期限を過ぎると重度心身障害者医療費の対象外となりますので、更新の手続きは忘れずに行ってください。

〔窓口：障がい福祉課〕

(2) 自立支援医療費（精神通院医療）

精神疾患で継続して通院している方が対象です。

※手帳の有無は問いません。

この申請には医師の診断書が必要ですので、通院先の医療機関へご相談ください。

精神科の通院医療について、指定自立支援医療機関（※）で受ける場合、費用の自己負担が1割になるという制度で、さらに保険証世帯の所得に応じて月毎の負担額に上限が設定されます。

有効期間は1年間です ※県が指定した指定自立支援医療機関が対象です。

★手続きに必要なもの

- * 診断書（精神通院医療用）

※概ね2年毎に必要です。

※手帳と同時申請の場合は、手帳用診断書及び「重度かつ継続」に関する意見書で兼ねることができます。（病名によっては意見書を省略できます。）

- * 健康保険証

- * 印鑑（スタンプ印は不可）

- * 受診者と被保険者のマイナンバーカード又は通知カード

（受診者が18歳未満の場合は保護者分も必要です。）

- * 非課税年金（障害年金・遺族年金等）の受給額がわかるもの

※前年・前々年分（例：年金振込通知書の写し、通帳の写し、等）

- ◎再認定の手続きは、有効期間の終了する3カ月前から可能です。

なお、更新の時期については通知されませんので、受給者証の有効期間をご確認ください。

- ◎保健所で決定されると、受給者証が保健所から通院先の医療機関（県外の場合は申請者住所）に送付されて、本人が受け取ることとなります。

〔窓口：障がい福祉課・南郷事務所・各医療機関窓口〕

（3）後期高齢者医療制度

手帳の1級・2級で認定を受けた方は、満65歳から申請により後期高齢者医療制度に加入することができます。

詳しくは、担当窓口へお問い合わせください。

〔窓口：国保年金課⑪ ☎43-9065〕

（4）税制上の措置

手帳をお持ちの方、またその親族の方は、税金の優遇措置（控除・減免・非課税）を受けることができます。

手帳の障害等級や税金の種類によって手続きや内容が異なりますので、手帳の有効期限に注意し、担当窓口へお問い合わせください。

- ◎所得税・相続税の障害者控除、贈与税の非課税について

〔八戸税務署 ☎43-0141〕

- ◎住民税（市・県民税）の障害者控除について

〔八戸市住民税課 ☎43-9232〕

◎預貯金利子所得の非課税について

詳しくは、各金融機関へお問い合わせください。

◎自動車税（種別割・環境性能割）、軽自動車税（種別割・環境性能割）の減免について

手帳1級を所持し、かつ自立支援医療（精神通院医療）を受けている方で（入院している方は対象外）、本人と生計を一にする方が運転する場合に限り、対象となります。

または、生計を一にする家族が取得又は所有し、もっぱら障がい者の通院や通学などのために生計を一にする家族が運転する自動車の税金が減免されます。

なお、減免は障がい者1人につき自動車1台までとなります。

★手続きに必要なもの

- * 手帳
- * 運転する方の運転免許証（写しでも可。生計を一にする家族のもの）
- * 車検証（写しでも可。環境性能割の場合は不要）
※個人名義の場合のみ対象となります。会社等名義は対象になりません。
- * 生計同一証明（障がい者と生計を一にしていることを証明するもの）
※手帳、運転免許証（生計を一にする家族のもの）、車検証（環境性能割の場合は不要）を持参の上、障がい福祉課で交付を受けてください。
- * マイナンバーカード又は通知カード
- * 通院証明書（障がい福祉課で様式をお配りしておりますので、精神疾患で通院している医療機関で証明してもらってください。）
※自立支援医療（精神通院医療）を受けている方は不要
- * 納税通知書（軽自動車税（種別割）の場合のみ。例年5月上旬に送付されます。）

【軽自動車税（種別割）の場合は、納税通知書が届いてから納期限日までに手続きをしてください。】

詳しくは、担当窓口へお問い合わせください。

〔自動車税（種別割・環境性能割）、軽自動車税（環境性能割）の窓口

・・・三八地域県民局県税部 ☎27-5111（代表）〕

〔軽自動車税（種別割）の窓口・・・八戸市収納課 ☎43-9172 〕

(5) バス特別乗車証の交付（ほほえみ共通バス券）

手帳の交付を受けている方（6歳以上）は、バス特別乗車証を申請することができます。市営バスと南部バス（八戸市内のみ）を利用できます。

バス特別乗車証（ほほえみ共通バス券）は「ハチカ」でお渡しします。

ただし、所得に応じて年間利用料（0円、1,000円、2,000円）が必要です。

- ★手続きに必要なもの
- * 手帳
 - * 交通系 IC カード「ハチカ」(お持ちの場合)
 - * 年間利用料 [窓口：障がい福祉課]

(6) 乗合バス運賃の割引

手帳の交付を受けている方は、市営バス・JRバス・県内民営バスを利用する場合、降車の際に手帳を提示することで、料金が5割引になる場合があります。詳しくは、各バス会社へお問い合わせください。

(7) タクシー運賃の割引

手帳の交付を受けている方は、降車の際に手帳を提示することで、タクシー料金が1割引になる場合がありますので、詳細は各タクシー会社にお問合せください。

(8) 県内民間鉄道運賃の割引

手帳の交付を受けている方及びその介護人が介護のために乗車する場合、乗車券を購入する際に手帳を提示することで、県内民間鉄道会社の鉄道運賃が5割引になります。（JRでは行っていません）

(9) 航空旅客運賃の割引

手帳の交付を受けている方及びその介護人が介護のために搭乗する場合、搭乗券を購入する際に手帳を提示することで、航空旅客機の運賃が割引になる場合があります。詳しくは、各航空会社へお問い合わせください。

(10) 生活保護法の障害者加算の認定

生活保護を受給している方で、手帳の1級・2級で認定を受けた方は、障害者加算の対象となります。 [窓口：生活福祉課]

(11) N T T 無料番号案内

手帳の交付を受けている方は、無料で電話番号案内が受けられます。

[ふれあい案内に関するお問い合わせ先：☎0120-10-4174]

[窓口：N T T 各支店・営業所]

(12) 携帯電話料金の割引

手帳の交付を受けている方は、携帯電話の基本料金等の割引サービスを受けられる場合があります。詳しくは、各携帯電話会社へお問い合わせください。

(13) 駐車禁止除外指定

手帳1級の方は、公安委員会から駐車禁止除外指定車標章の交付を受け、指定した駐車禁止場所に駐車することができます。

[窓口：八戸警察署交通第二課 ☎43-4141]

(14) 公共施設の利用（入場）料の割引

手帳の交付を受けている方は、下記の施設を利用（入場）される場合、手帳を提示することで割引が受けられます。

◎対象施設

児童科学館、博物館、是川縄文館、史跡根城の広場（本丸）、水産科学館マリエント、体育施設（体育館、陸上競技場、武道館、トレーニング室、スケートリンク、プール、健康運動センター等）、公会堂、美術館（市が主催する事業）、八戸公園こどもの国遊具使用料、県立浅虫水族館、県立郷土館、県営スケート場、県立美術館、等

(15) 公営住宅の優先入居

手帳の交付を受けている世帯の方の入居について、優遇抽選により入居できる場合があります。

[窓口：建築住宅課 ☎43-9065]

(16) N H K 放送受信料の減免

減免申請の窓口はN H Kになりますが、あらかじめ障がい福祉課での手続きが必要となります。

◎全額免除

手帳所持者がいる世帯構成員全員が市民税非課税の場合

◎半額免除

手帳1級の所持者が世帯主かつN H Kの契約者である場合

★手続きに必要なもの

- * 手帳
- * 印鑑（スタンプ印は不可）

※手帳の有効期間は2年間です。手帳の期限を過ぎると減免の対象外となりますので、更新の手続きは忘れずに行ってください。

〔窓口：障がい福祉課〕

3. 年金と手当等

年金と手当については、手帳を所持していても各窓口であらためて申請が必要ですのでご注意ください。

また、年金の等級については、手帳の等級とは必ずしも一致しません。

(1) 国民年金（障害基礎年金）

障害基礎年金は、国民年金に加入していた時の病気やけがで国民年金法による1級及び2級の障がい者に該当する障がい者になり、保険料を一定以上納付している方に支給されます。

※ 生計を共にしている18歳未満の子（障がいのある20歳未満の子）がいる場合、加算があります。

※ 国民年金の任意加入期間に加入しなかったことにより障害基礎年金などを支給していない障がい者の方への福祉的措置として「特別障害給付金」制度があります。詳しくは、担当窓口へお問い合わせください。

[窓口：国保年金課⑦ ☎43-9079]

(2) 障害厚生年金

障害厚生年金は、厚生年金保険の被保険者期間中に初診日のある傷病で、障害基礎年金に該当する障がいが生じたときに、障害基礎年金に上乘せする形で支給されます。

障害基礎年金に該当しない程度の障がいでも、厚生年金の障害等級表に該当するときは、独自の障害厚生年金（3級）、又は障害手当金（一時金）が支給されます。

なお、勤務先によっては共済制度等各種の障害年金の支給があります。

[窓口：八戸年金事務所 ☎44-1742]

(3) 特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当

◎特別障害者手当

心身が重度の障がいの状態にあるため、日常生活において常時特別な介護を要する在宅の20歳以上の方に支給されます。

◎障害児福祉手当

心身が重度の障がいの状態にあるため、日常生活において常時介護を要する在宅の20歳未満の方に支給されます。

◎特別児童扶養手当

心身に中度以上の障がいのある20歳未満の障がい児を監護している保護者に支給されます。

※具体的な対象者、支給制限、手当の金額など、詳しくは窓口までお問い合わせください。
〔窓口：障がい福祉課〕

(4) 心身障害者扶養共済制度

心身障がい者（児）の保護者の相互扶助の精神に基づいた、任意加入制による共済制度です。

保護者が加入者となり毎月掛金をかけ、保護者に万一のことがあったときに、残された心身障がい者（児）に対し毎月年金を支給することで、心身障がい者（児）の将来に対して保護者が抱く不安の軽減を図ります。

◎加入要件（次のすべてに該当する方）

- ①加入時に県内に住所があること
 - ②65歳未満であること
 - ③生命保険契約の被保険者となれない特別の病気や障がいがないこと
 - ④心身障がい者（児）を扶養している保護者（配偶者・父母・兄弟・姉妹・その他の親族等）であること
- 〔窓口：障がい福祉課〕

(5) 生活福祉資金貸付制度

障がい者を対象として、資金の貸付とそれに伴う必要な相談支援を行うことにより、安定した生活を継続して営めるよう支援する貸付制度です。

他からの資金の借り入れが困難な場合に相談が可能です。

詳しくは、担当窓口へお問い合わせください。

〔窓口：八戸市社会福祉協議会 ☎47-2940〕

(6) 日常生活自立支援事業

障がい者が自立した地域生活が送れるよう、福祉サービスの利用手続きの援助や代行、それに伴う日常的な金銭管理を行います。

〔窓口：あっぷるハートはちのへ（八戸市社会福祉協議会） ☎47-2940〕

4 . 障がい福祉サービス

日常生活に必要な支援を受けられる「介護給付」と、自立した生活に必要な知識や技術を身につける「訓練等給付」があります。

自宅などで利用できる「訪問系サービス」、施設などで昼間に利用できる「日中活動系サービス」、施設などに入所して利用できる「居住系サービス」に分けられます。

(1) 訪問系サービス

◎居宅介護（ホームヘルプ）

自宅で入浴や排せつ、食事などの介助を行います。

(2) 日中活動系サービス

◎生活介護

常に介護が必要な方に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。

◎短期入所（ショートステイ）

自宅で介護を行う方が病気などの場合、短期間、施設へ入所し、入浴や排せつ、食事の介護などを行います。

◎自立訓練（生活訓練・宿泊型自立訓練）

自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における生活能力向上のために必要な訓練を行います。

◎就労移行支援

就労を希望する方に、一定の期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力向上のための訓練を行います。

◎就労継続支援（A型・B型）

一般企業などで働くことが困難な方に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力向上のための訓練を行います。

◎就労定着支援

就労移行支援等のサービス利用を経て一般就労へ移行した障がい者の就労の継続を図るため、勤務先（企業）等との必要な連絡調整を行うとともに、本人と面談し、指導・助言等を行います。

(3) 居住系サービス

◎ 共同生活援助（グループホーム）

地域で共同生活を営む方に、住居における相談や日常生活上の援助を行います。

【サービス利用までの基本的な流れ】

① 相談・申請

市または指定特定相談支援事業者（※）に相談します。サービスが必要な場合は市に申請します。

※市の指定を受けた事業所のことです。障がい福祉サービスの申請前の相談や申請をする際の支援、サービス等利用計画の作成、サービス事業者との連絡調整などを行います。

② 認定調査

障がい者と面接して、心身の状況や生活環境などについての調査を行います。

③ 審査・判定

認定調査の結果及び医師の意見書をもとに、市の審査会で審査・判定が行われ、どのくらいサービスが必要な状態かが決められます。（介護給付のみ）

④ 決定・通知

指定特定相談支援事業者が利用者の希望などを考慮に入れたサービス等利用計画案を作成・提出します。それらを踏まえてサービスの支給量などが決まり、通知され、受給者証が交付されます。

⑤ 契約

サービスを利用する事業者を選択し、利用に関する契約をします。

⑥ 利用開始

受給者証を提示してサービスを利用し、利用者負担額を支払います。

(4) 障がい児通所サービス

18歳未満の障がい児が施設に通所し、障がいに応じた指導や訓練を受けます。

〔窓口：障がい福祉課〕

(5) 地域生活支援事業

◎障がい者相談支援事業

専門の相談員が障がい者（児）や、その家族が抱える日常生活における困りごとの相談を受けるとともに、障がい福祉サービスの情報提供や関係機関との連絡調整等を行います。

利用料は無料で、来所での相談は事前にご予約ください。

[17ページ参照]

◎住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

賃貸契約による一般住宅（公営住宅等）への入居を希望しているが、支援する人がいない場合に入居に必要な調整、入居後の定期的な見守り等を行うサービスです。

※保証人になるサービスではありません。

★手続きに必要なもの

* 手帳

[窓口：障がい福祉課]

◎移動支援事業

屋外での移動に困難がある場合、障がい者（児）にヘルパーが同行し外出のための支援を行うサービスです。

[窓口：障がい福祉課]

◎日中一時支援事業

在宅で障がい者（児）を介護している家族が、急病や冠婚葬祭、休息等により介護ができなくなった場合や障がい児の放課後の活動の場を必要とする場合等に、施設において一時預かり（日帰り）を行うサービスです。

[窓口：障がい福祉課]

◎地域活動支援センター

自立支援及び社会参加の促進を目的として、通所により、創作活動やレクリエーション、運動などのプログラム活動を行います。

また、共有スペースでは仲間作りや日中自由に過ごす場を提供します。

※ 見学や利用を希望する場合は、直接下記機関へお問い合わせください。

事業所名	連絡先 (0178)	住所	開所日・時間
障害者相談・活動支援センター ぴあみなと	TEL・FAX 44-4456	八戸市大字廿三日町18	月～金 (祝日・年末年始を除く) 9:00～16:00
地域活動支援センター ハートステーション	TEL・FAX 46-5431	八戸市小中野三丁目12-2	月～土 (祝日・年末年始を除く) 8:30～17:30
地域生活支援センター せいめいしゃ 青明舎	TEL 70-2088 FAX 32-0865	八戸市大字田面木 字赤坂16-8 (1階)	月・金 9:00～12:00 火～木 9:00～16:00 土 (第2.4) 13:00～16:00

5. 就労のための支援等

社会参加や就労を考える際、主治医の意見を聞いた上で家族や医療機関・施設の相談員など関係者に相談しながら、各支援先について相談してください。

(1) 公共職業安定所（ハローワーク）

◎職場適応訓練制度

障がい者の能力に適した作業を行っている職場に適応させるため、知事が民間の理解ある事業主に訓練を委託して行う制度です。

訓練生には訓練手当等が、事業主には訓練委託費等が、訓練期間中（6カ月～1年）支給されます。

[窓口：八戸公共職業安定所 ☎22-8609]

(2) 青森障害者職業センター

障害者職業カウンセラー等を配置し、公共職業安定所（ハローワーク）、障害者就業・生活支援センターとの密接な連携のもと、就職や職場復帰を目指す障がいのある方、障がい者雇用を検討している或いは雇用している事業主の方、障がいのある方の就労を支援する関係機関の方に対して、支援・サービスを提供しています

[窓口：青森障害者職業センター ☎017-774-7123]

(3) 障害者就業・生活支援センター「みなと」

障がい者の就労支援や相談機能と、障がい者同士や障がい者と健常者が交流する機能を併せ持つセンター。

就労支援、就労に至る前の生活習慣の確立や住宅の確保など個々に応じた幅広い悩み事にも対応しています。

[窓口：みなと ☎44-0201]

6. 相談窓口

(1) 八戸市障がい福祉課

手帳、自立支援医療費（精神通院医療）支給制度の申請等の手続きの窓口です。また、障がい福祉サービスの利用申請や、必要に応じサービスの相談、調整を行います。

[〒031-8686 八戸市内丸一丁目1-1 ☎43-9106・43-9343 FAX22-4810]

(2) 八戸市保健所（健康部）：八戸市総合保健センター

地域における公衆衛生の向上及び増進を図っています。

◎精神保健福祉に関する相談

※精神科医や、精神保健福祉相談員等が行います。

※精神科医による定期相談は、予約が必要です。

[〒031-0011 八戸市田向三丁目6-1

保健予防課（保健福祉グループ） ☎38-0717]

(3) 三八地域県民局・保健総室（三戸地方保健所）

三八地域県民局・保健総室では、八戸市を通して申請された手帳や自立支援医療費（精神通院医療）支給の認定、交付を行っています。

[〒039-1101 八戸市尻内町鴨田7 ☎27-5111(代表)]

(4) 青森県立精神保健福祉センター

精神保健福祉に関する総合的技術センターです。

電話相談（こころの電話）や来所相談、精神科クリニック、精神科デイケアを行っています。

[〒038-0031 青森市三内沢部353-92 ☎017-787-3951(代表)]

[こころの電話 ☎017-787-3957・017-787-3958]

(5) 福祉団体・当事者の会

福祉団体は、精神障がい者の家族が集まって運営しています。

定期的に会合を開き、精神障がい者の家族どうしが悩みを話し合い、お互いに支え合う場となっています。

また、精神障がい者の当事者の集まりの場もあります。

◎福祉団体／コスモス園友愛の会：（NPO法人コスモス園友愛の会）

☎27-7148

◎当事者の集まり／回復者クラブ：（三戸地方保健所）☎27-5111(代表)

(6) 八戸市障がい者相談支援事業所

専門の相談員が障がい者（児）や、その家族が抱える日常生活における困りごとの相談を受けるとともに、障がい福祉サービスの情報提供や関係機関との連絡調整等を行います。

利用料は無料で、来所での相談は事前にご予約ください。〔13ページ参照〕

事業所名	連絡先 (0178)	住所	開所日・時間
八戸市障害者地域生活支援センター ハピア	TEL 44-9377 FAX 44-9382	八戸市類家四丁目3-1 八戸市身体障害者更生館内	[電話相談] 年中無休24時間受付 [来所相談] 月～日(12/31、1/1を除く) 9:00～18:00
障害者相談・活動支援センター ぴあみなと	TEL・FAX 44-4456	八戸市大字廿三日町18	[電話相談・来所相談] 月～金(祝日・年末年始を除く) 9:00～16:00
地域活動支援センター ハートステーション	TEL・FAX 46-5431	八戸市小中野三丁目12-2	[電話相談・来所相談] 月～土(祝日・年末年始を除く) 8:30～17:30
地域生活支援センター せいめいしゃ 青明舎	TEL 70-2088 FAX 32-0865	八戸市大字田面木 字赤坂16-8(1階)	[電話相談] 月～土 9:00～16:00 [来所相談] 月・金 9:00～12:00 火～木 9:00～16:00 土(第2.4) 13:00～16:00

＜八戸市内の主な精神科・神経科医療機関＞

医療機関名	住 所	電話番号 (0178)
八戸市立市民病院	八戸市田向三丁目1-1	72-5111
八戸赤十字病院	八戸市田面木中明戸2	27-3111
青南病院	八戸市田面木赤坂16-3	27-2016
湊病院	八戸市新井田松山下野場7-15	25-0011
さくら病院	八戸市八幡上樋田8-1	70-2011
松平病院	八戸市新井田出口平17	25-3217
みちのく記念病院	八戸市小中野一丁目4-22	24-1000
東八戸病院	八戸市大久保西ノ平25-440	32-1551
ささクリニック	八戸市田向一丁目6-7	73-5541
すなおクリニック	八戸市鮫町遥望石20-4	32-7107
白山台メンタルクリニック	八戸市南白山台一丁目10-5	20-0602
八戸マナクリニック	八戸市番町9-5 協栄八戸番町ビル2階	20-7565
みかわ神経科内科	八戸市沼館一丁目6-18	44-6780